

これからの更生保護事業に関する有識者検討会運営要領

平成30年4月19日
法務省保護局長決定

- 1 これからの更生保護事業に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、座長が定める。

以上